

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成29年10月10日(火)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中7名が欠席)

7番 網田 稔	11番 山田 明文	16番 嶋村 鎮雄
20番 園田 操	34番 谷口 憲治	43番 田上 辰也
49番 一木 文雄		

午後3時00分 開会

事務局 こんにちは、それでは、定刻となりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

 本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中42名でございまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

 それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長

こんにちは。

本日は皆様方大変お忙しい中に農業委員会総会に多くの方がご出席いただき、まことにありがとうございます。

早いものでことしは10月になりました。農家にとっては収穫時期です。委員の皆さんも大変お忙しくされていることと思います。

9月に農水省が発表しました米の作況指数を見てみますと、全国で100で平年並みですが、熊本県は102でやや良というふうになっておりますので、大変喜ばしく思っております。

それでは、本日の総会、農地法に基づく許可申請等となっておりますが、また来年4月から最適化推進委員についての報告事項もあります。

総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第の3の議事録署名者及び総会書記の指名をします。本日の議事録署名者は14番の山口謙藏委員と15番の松原信博委員を、書記に事務局の澤純子主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請をはじめ、全5件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

事務局岩永です。本日も訂正がありますので、すみませんが、よろしくお願いいたします。

まずは、議案書を1枚を開いていただきまして、目次のほうからお願いいたします。第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、こちら取下げが1件あっておりますので、「51」件を「50」と訂正方お願いします。第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、こちら「51」を「50」と、1件取下げになっておりますので、訂正方お願いします。

同じく、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちら2件取下げがあつております。「34」件を「32」件と訂正方お

願います。

これに伴いまして、合計数「121」を「118」と訂正方お願いいたします。

次に、個別のものに入ってまいります。ページが8ページになります。8ページの37番ですけれども、こちら取下げになっております。8ページの37番、こちら取下げになっておりますので、斜線等で対応方お願いいたします。

続きまして、13ページになります。13ページの6番の農地区分なのですけれども、こちらちよっと消えておりまして、「農用地区域内の農地」まではいいんですけれども、「及び1種農地」となっておりますので、農地区分欄に追記方お願いいたします。

続きまして、14ページになります。14ページの2番、こちら取下げになっておりますので、斜線等で対応方お願いいたします。14ページの2番ですね。

続きまして、18ページになります。18ページの19番、こちらも取下げになっておりますので、斜線等で対応方お願いいたします。

続きまして、22ページになります。第4号議案、基盤の修正ですけれども、こちら別途今日は皆様にA4横書きのものを2部レジュメを準備しております。そちら全部今回修正の部分については朱書きしておりますので、こちらで全て修正をお願いします。まずページでいきますと22ページになります。22ページの表ですけれども、こちらが訂正箇所になっておりますので。続きまして、ページが飛びまして、24ページの4番の備考欄についても修正がっておりますので、よろしく申し上げます。同じく25ページの7番ですけれども、こちら譲受人と譲渡人が反対になっておりました、全て入替えということで修正方申し上げます。また、設定する利用権等に果樹と金額、備考欄の金額についても修正がっておりますので、よろしく申し上げます。あわせまして、26ページ、26ページについても設定する利用権について果樹、また備考欄の金額についても修正がっております。同じく27ページの設定する利用権のところについても、施設園芸等、訂正方申し上げます。また、27ページの12番についても譲受人について、住所ほか変更になっておりますので、あわせて修正方申し上げます。

また、もう一部レジュメをお配りしております。こちら第5号議案ですけれども、こちらについても30ページの2番ですけれども、土地の所在、2番目の2段目ですけれども、南区元三町字中ノ瀬313が、テン313と修正方申し上げます。また、33ページについても

土地の所在、地目等の訂正になっておりますので、これもあわせてお願いいたします。

訂正については以上です。

議長 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、会許可分でございます。地元委員の報告に当たりましては農地法第3条2項の基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、東区上南部4丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権移転の申請です。申請地には許可後は水稻を作付されます。

以上、1番につきまして、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番につきまして地元委員より報告がございました。この件につきまして何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の譲受人は、東区長嶺東4丁目にお住まいの専業農家で、子への贈与のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には麦、露地野菜を作付されます。

3番の譲受人は、東区戸島本町にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地にはカボチャ、大根、ブロッコリーが作付されます。

4番の譲受人は、東区戸島西7丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には牧草を作付されます。

以上、2番から4番につきまして、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、2番、3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

5番から7番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

6番と7番は関連で、6番は贈与のための所有権移転で、7番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、施設野菜を栽培されている専業農家で、6番の申請地には露地野菜、7番の申請地には水稲を作付される計画です。

以上、3件につきまして協議検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より5番、6番、7番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、8番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

8番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8番は、従弟へ贈与されるものです。譲受人はミカンを作られる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上、1件、さきの地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、9番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

9番から23番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番から19番は関連で、市街化地区内にある農地の母、息子、娘が所有している持分の一部を等価交換により移転し3人の共有とする申請です。親子3人は水稲と露地野菜を作付されており、許可後は水稲と露地野菜を作付されます。

20番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲と露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

21番と22番は関連で、耕作の便宜上交換による所有権移転の申請です。21番の譲受人は水稲と露地野菜を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。22番の譲受人も水稲と露地野菜を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

23番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上、15件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、9番から23番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

24番から29番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、経営移譲のための使用貸借権設定の許可申請です。借人は稲作とナスを作付されており、許可後は稲作とナスをつくられます。

25番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、稲作を作付されており、許可後は稲作をつくられる計画です。

26番につきましては、新規就農のための使用貸借権設定の許可申請です。借人は、許可後はスティックレイシをつくられる予定です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画、経営計画等営農計画等について何ら問題がないことを確認いたしました。

27番と28番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。27番の譲受人は、稲作を作付されており、許可後は稲作をつくられます。28番の譲受人は、稲作と露地野菜を作付されており、許可後は稲作をつくられる計画です。

29番は、後継者へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は、稲作とナスを作付されており、許可後は稲作とナスをつくられます。

以上、6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より24番から29番までご報告がございました。

たが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、30番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

30番から35番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

30番は、経営拡張のため所有権移転の申請です。譲受人は、水稲と露地野菜をつくっており、許可後は露地野菜を作付される予定です。

31番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。水稲と野菜をつくっており、許可後は露地野菜を作付される予定です。

32番は、前回の地区委員会で太陽光発電設備に伴う営農計画等の調査が必要とし、継続審議とした案件です。営農型太陽光発電設備の工場転用許可申請に関連して、共有地部分を専有するための使用貸借権設定の申請であり、借人が耕作されるものではありません。事業面積はうち1, 115㎡であります。

33番は、後継者へ経営移譲するための親子間の使用貸借権設定の申請です。借人は兼業農家で、水稲、麦、施設園芸のカボチャをつくられており、許可後は水稲、麦、カボチャを作付される予定です。

34番と35番は関連で、耕作の便宜上交換するための所有権移転の申請です。34番の譲受人は兼業農家で、水稲と露地野菜をつくられており、許可後は露地野菜をつくれる予定です。35番の譲受人は、水稲と露地野菜をつくられており、許可後は露地野菜を作付される予定です。

以上、6件、協議検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、30番から35番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、36番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

36番から41番について、地区委員会の協議状況を報告いたします。

36番は、親子間の贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、
水稲と露地野菜をつくられており、許可後は水稲と露地野菜をつくら
れる予定です。

37番は取下げでございます。

38番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水
稲と麦など樹芸をつくられており、許可後は樹芸を作付される予定で
す。

39番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、養
豚経営で、飼料作物をつくられており、許可後は飼料作物をつくら
れる予定です。

40番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、畜
産経営の農地所有適格法人で、牧草をつくっており、許可後は牧草を
作付される予定です。

41番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水
稲と露地野菜をつくっており、許可後は露地野菜を作付される予定で
す。

以上、5件、協議検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可
要件には該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご
審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、36番から41番について地元委員よりご報告がござい
ましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、42番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

4 2 番から 4 4 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4 2 番、4 3 番は関連です。経営拡張のため使用貸借権の設定と所有権を移転される申請です。譲受人は、水稻、ミカンをつくられる農家で、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

4 4 番は、経営移譲のため、後継者へ使用貸借権の再設定をされる申請です。申請人は、水稻、露地野菜をつくられる農家で、許可後はカボチャをつくられる計画です。

以上、3 件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、4 2 番から 4 4 番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4 5 番。

8 番 梅田義弘委員

8 番委員、梅田です。

4 5 番から 5 1 番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4 5 番と 4 6 番は関連です。一般法人の新規就農のための賃貸借による権利設定申請です。申請人は農家出身で、現在ナス、スイカ、キュウリ、トマトなど地元の生産団体の農産物を全国へ出荷する業務を営んでおります。今般野菜生産にも着手し、農業への業務拡大を図るもので、許可後はスイカ、麦を作付する予定です。先日の地区委員会に出席をいただき、営農計画等を聞き取りいたしました。何ら問題がないことを確認いたしました。

4 7 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は、水稻、イチゴ、イチゴ苗を生産する専業農家で、許可後も水稻、イチゴ、イチゴ苗を作付する予定です。

4 8 番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権設定の申請です。申請人は、水稻、ミカンを生産する兼業農家で、許可後も水稻、ミカンを作付する予定です。

49番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権設定の申請です。申請人は水稻とブドウを生産する兼業農家で、許可後はトウモロコシを作付する予定です。

50番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は、ニンニク、粟を生産する兼業農家で、許可後はパクチーを作付する予定です。

51番は、後継者へ贈与のための所有権移転の申請です。申請人は、水稻、大豆、スイカを生産する兼業農家で、許可後も水稻、大豆、スイカを作付する予定です。

以上、7件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないことを協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、45番から51番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に隣接する10ha未満の区域内にある2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地の北側及び西側は市街化区域であり、東側は近年転用が進んでおり、南側は地区計画による造成中で住宅化が著しく、近隣の住宅及び事業所から駐車場に要望があるため、貸駐車場22台分を整備、利用される計画です。転用面積としては適正なもの判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成29年10月30日までの予定で、許可後は目

的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

2番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

2番は、駐車場のための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、29㎡に普通車1台分で、妥当な面積と思われます。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。しかし、許可を得ていないで駐車場に転用していたことについて始末書の提出がっております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議状況でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

50番 橋本義則委員

50番委員、橋本です。

3番は、住宅への通路のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、通路部分として一部転用で98.27㎡です。ただ、転用許可を得ずに通路として使用してきたことについて深く反省され、始末書の提出を受けております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可を満たしているとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

15番 松原信博委員

15番委員、松原です。

4番と5番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、進入路のための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、住宅に至る進入路のため、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。ただ、無断で進入路として使用してきたことを深く反省され、始末書の提出を受けております。

5番は、住宅への進入路のための転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の地区内の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、既存施設の2分の1以内になるため不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地利用計画は、住宅に至る進入路のため、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事計画は、平成29年10月15日から10月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、

いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より4番から5番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

19番 村上智弘委員

19番委員、村上です。

6番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は農地所有適格法人が自己の所有する農地に営農型太陽光発電施設を設置し、その下で継続して営農する計画で、そのための一時転用、一部転用の申請です。期間は、平成29年11月30日から平成32年11月30日までの3年間です。申請地の農地区分は農用地区域内の10ha以上の広がりのある一団の農地の第1種農地1筆と、農用地区域内の農地7筆の混在地です。農用地区域内の農地及び第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行令に基づく仮設工作物の設置、その他の地域施設の用に供するものは不許可の例外として許可するとされており、申請は農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない営農型太陽光発電設備で、3年間の一時転用であり、不許可の例外に該当すると思われます。農用地区域内における農地の一時転用、一部転用に対する意見については農業ブランド戦略課より農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとの意見もいただいております。

土地利用計画は、太陽光パネル4,728枚、パネルの直下面積は7,627.7㎡、発電能力1,217.7kW、遮光率75%~85%、パネル下空間の最低の高さが2.2mの計画となっており、パネル支柱、フェンス支柱の3,055本分の転用面積16.41㎡で、転用面積としては適正な面積と判断されます。

太陽光発電設備下部の営農計画については、ハランを作付される予定です。営農計画書と営農への影響の見込み及びその根拠となるデータや参考文献、知見を有する者の意見書などについては、ハランに対

する栽培技術基準や市場状況など、また実証実験圃場の発育データとして光適合していて、ハランに類似する光飽和点や光補償点を持つアシタバの実証実験成果による営農型太陽光パネル下部の営農への影響見込みなど、知見を有する者の意見として添付されております。

営農計画では、定植後2年間の育成期間を経て、3年目の平成32年から収穫出荷の計画となっており、太陽光パネルの遮光が及ぼす営農への見込み及び収穫見込みなどもされております。また、農地所有適格法人としての決算書や太陽光発電の売電収入見込みも添付されており、農地所有適格法人としての今後の適格性も問題はないと思われま

す。雨水については、パネルの下部における自然地下浸透方式であり、オーバー分については周辺への配慮として側溝による集水と浸透柵による流出防止の配慮もなされており、排水同意、隣接同意もそろっております。被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはないと思われま

す。事業計画や営農型太陽光発電設置の見積書、解体撤去の見積り、廃止時の解体撤去の確約書、融資証明、経済産業省の認定書、九電の工事負担金のお知らせなどもそろっております。工事は、許可後から平成30年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、事業計画や営農計画などを聞き取り、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願

議長 長 ただいま、6番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、6番につきましては申請どおり許可相当として農業会議に意見を聴取することといたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、32件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、農畜産物の生産、販売等を営む法人が、農地に使用貸借権を設定し、畜舎へ転用する申請です。なお、法人は貸人が経営する法人です。農地区分は農用地区域内にある農地です。農用地区域内の農地は原則不許可ですが、農地法に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供されるものに該当し、転用が可能です。土地利用計画は、畜舎1棟、建築面積1,757.88㎡、飼料置場、584.37㎡、営農用駐車場7台分、101.58㎡、通路作業用車両転回スペース、749.94㎡などを整理し、利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。

資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年10月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
1番については申請どおり許可相当として農業会議へ聴取することに決定いたします。

続きまして、2番は取下げでございまして、3番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

3番と4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地

区分は、10ha未満の農地で、生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課の事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、平成29年11月1日から平成30年5月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

4番は、障害福祉サービス事業等を営む法人が、賃借権を設定し、グループホームへ転用する申請です。現在運営されている施設には宿泊施設がなく、利用者からの強い要望があり、今回計画されました。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の既存施設の拡張で既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当すると判断しました。現在の既存施設の敷地面積は1,240.41㎡で、土地利用計画は、転用面積486㎡にグループホーム1棟の建築及び駐車場4台分として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度区域内で、開発景観課への事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年12月10日から平成30年5月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議の方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、3番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

5番から7番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、農家住宅並びに農業用倉庫への転用申請で、父より使用貸借されるものです。申請者は、土木建築業経営のかたわらミカンをつくられる兼業農家で、御両親も高齢となられ、介護の必要なことから、実家に隣接した申請地に住宅の建設を計画されました。また、ミカンの規模拡大を予定されており、現在の倉庫では手狭になるため、併せて農業用倉庫を建設される計画です。農地区分は、中山間地の広がりのない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、農家住宅1棟、154㎡の建設と、農業用倉庫1棟、72㎡の建設です。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、許可後速やかに着手され、平成31年3月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

6番は、農家住宅への転用申請で、父より使用貸借されるものです。申請者は、ミカンをつくられる専業農家で、現在の住宅が手狭で老朽化したため、住宅の建設を計画されました。農地の区分は中山間地の広がりのない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、農家住宅1棟、93㎡の建設です。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後速やかに着工され、平成30年4月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

7番は、社会福祉法人明悠会からの駐車場への転用申請です。明悠会は、障害者用支援施設ゆめの里を運営しており、現在の駐車場に施設の増築を予定され、新たに駐車場を確保する必要があり、申請地は施設に隣接し、利便性がよいため、今回の申請となりました。農地区分は中山間地の広がりのない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、砂利敷駐車場20台分の利用です。工事期間は、許可後速やかに着工され、平成29年12月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上、3件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など、一般基準いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より5番から6番、7番にご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

8番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番から12番は関連で、所有権移転による駐車場のための転用許可申請です。農地区分は市街化の傾向が著しい地区内で、上下水道2管の通った沿道の区域で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地、及び第3種農地に近接し市街化が見込まれる地域にある第2種農地、10ha以上の広がりのある第1種農地の混在地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、全体の面積に占める第1種農地の割合が3分の1以下であり、隣接土地の一体的利用に該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、隣接する病院の駐車場48台分で、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年11月1日から平成30年5月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

13番と14番は関連で、所有権移転による建築住宅の建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅10棟分で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定地域内で開発景観課からの事前審査の回答書が送付されております。工事期間は、平成29年11月1日から平成31年9月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

15番は、夫婦間の使用賃借権設定による共同住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して建設されるものに該当し、不許可の例外規定に該当す

るものと判断しました。土地利用計画は、事業面積464㎡に2階建て共同住宅1棟を建築されるもので、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度地域で、事前審査の申請中です。

隣接農地の同意、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年11月1日から平成30年3月15日までの予定で、許可後速やかに工事に着手されることを確認しております。

16番は、所有権移転による住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積200㎡に個人住宅1棟を建設予定で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、9件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしていることの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、8番から16番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

17番から18番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

17番は、夫婦間の使用権貸借権設定による営農型太陽光発電設備のための3年間の一時転用の許可申請です。前回地区委員会で営農

計画等を詳しく調査する必要があるとし、継続審議とした案件です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置等の一時転用に該当するため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積1,115㎡に太陽光パネル276枚、認定容量48.0kWで、支柱部分等に当たる転用面積は0.325㎡です。営農者は、所有者で太陽光発電設備の下部面積が548㎡となりますが、下部においてはミョウガを、それ以外の農地には軟弱野菜を作付される計画で、営農計画書と営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ、地域の平均的な反収等の数値、また知見を有する者の意見書も添付されております。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成29年11月6日から12月20日の予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

18番は叔父から甥へ使用貸借権設定による個人住宅のための転用許可申請です。農地区分は、広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、建築面積82.81㎡の個人住宅1棟で妥当な面積と思われま。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただ、長く耕作しておらず、管理不十分であったことを深く反省され、始末書の提出を受けております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、事前審査の回答書が添付されています。工事期間は、平成29年11月25日から平成30年3月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

19番は、取下げです。

以上、2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可を満たしているとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、17番から18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、17番については申請通り許可相当として農業会議へ意見を聴取することとします。

続きまして、19番は取下げでございまして、20番。

15番 松原信博委員

15番委員、松原です。

20番から25番につきまして、地区委員会の協議状況をご報告いたします。

20番は、親子間の贈与で所有権移転して農家住宅を建設する転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で、甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断されます。土地利用計画は、農家住宅1棟で、妥当な面積と思われま

す。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありませ

ん。工事計画は、平成29年11月1日から平成30年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

続きまして、21番は、賃借権設定の農地所有適格法人がライスセンター及び乾燥施設を設置する転用許可申請です。農地区分は、農振農用区域内の農地で、農振農用区域内の転用は原則不許可ですが、先日用途区分の変更が決定され、農用地利用計画に指定された用途に該当するため、不許可の例外規定に該当すると判断されます。土地利用計画は、ライスセンター、乾燥施設とその搬出搬入等のための駐車場と回転部分からなり、妥当な面積と思われま

す。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成29年11月1日から平成30年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

22番は、所有権移転を通じ譲受人の経営する法人に資材置場として利用するための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、上下水道工事に伴うパイプ類や型枠等の材料を置くため

で、妥当な面積と思われま

す。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありませ

ん。工事計画は、平成29年10月16日から11月16日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

23番は、所有権移転により宅地拡張するための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、宅地拡張して駐車場に利用するもので、妥当な面積と思われま

す。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。た

だ、無断で転用して使用してきたことを深く反省され、始末書の提出を受けております。

24番は、所有権移転による農家住宅のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、居宅と農業用倉庫からなる農家住宅で、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成29年11月15日から平成30年4月30日までの予定で、速やかに着手されることを確認しております。

25番は、親子間の使用貸借権設定による農家住宅のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断されます。土地利用計画は、居宅と農業用倉庫からなる農家住宅1棟で、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成29年11月1日から平成30年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、6件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、20番から25番について地元委員よりご報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

26番から33番につきまして、地区委員会で協議状況を報告します。

26番は、袋地を所有される譲受人が親類の農地を所有権移転し、農道に転用される申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのあ

る一団の農地で、第1種農地と判断されます。土地利用計画は、農道として使用される計画で、転用面積としては適当と思われます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は既存側溝へ接続されます。隣接農地との調整が済みであり、周辺への被害防除等問題ないものと思われます。資金証明等必要書類は添付されています。工期は、11月1日から11月30日までを計画されています。

27番は、法人が所有権移転による建売住宅を建築するための転用申請です。農地区分は、市街化が著しく上下水道の2管が埋設された道路の沿道にあり、500m以内に教育施設が2つ以上あるので、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅6棟と道路となっております。転用規模としては適当と思われます。給水は上水道と接続し、汚水雑排水は下水道に接続されます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は既存側溝に接続される計画です。隣接農地とは調整が済みです。周辺への被害防除等問題ないものと思われます。資金証明等必要書類は添付されています。工期は、11月1日から平成31年3月31日までを計画されています。集落内開発制度指定区域で、開発許可の事前協議中です。

28番、29番は関連です。法人が所有権移転により建売住宅を建築するための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅10棟と道路となっています。転用規模としては適当と思われます。給水は上水道と接続し、汚水雑排水は合併処理浄化槽で処理し、既存側溝に接続されます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は道路側溝に接続される計画です。隣接農地とは調整が済みであり、周辺農地への被害防除等問題ないものと思われます。資金証明等必要書類は添付されています。工期は、11月11日から平成32年9月30日までを計画されています。集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前協議は済みです。

30番は、スマートインターの工事を行う法人が道路工事に一時転用を行う申請です。農地区分は、農振農用地で、原則不許可ですが、仮設工作物の設置で一時転用する場合、かつ農業振興地域利用整備計画の達成に支障を及ぼさない場合は不許可の例外規定に該当するものです。土地利用計画は、現場休憩所1棟、資材置場及び工事車両の通路となっています。転用規模としては適当と思われます。給水はなく、仮設トイレは汲取り式で、雨水は地下浸透させ、オーバー分は県道側溝に接続される計画です。隣接農地との調整は済みであり、周辺への被害防除等問題ないものと思われます。事業費は、工事請負契約金に

よりまかなわれ、契約書の写しが添付されており、その他必要書類もそろっています。工期は、11月1日から平成31年3月31日までを計画されています。なお、一時転用完了後は農地へ復元し、完了届出書を提出していただけるようにしております。また、農業振興地域整備計画への支障については主管課から支障がない旨の回答を得ております。

31番から33番は関連です。高齢者向け社会福祉事業を行う社会福祉法人が、さきの地震で被害を受けたデイサービス部門の移設が必要となったため、所有権移転により老人デイサービスセンターを建築するための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、土地収用法第3条該当事業で、公益性の高い第1種福祉事業の利用に供するため、不許可の例外規定に該当するものと思われま。土地利用計画は、老人デイサービスセンター1棟ほか、園庭及び通路となっております。総事業面積はほかの地目もあわせ、3,588.37㎡で、農地面積は合計2,987㎡です。転用規模としては適当と思われま。給水は上水道と接続し、汚水雑排水は隣接設置の合併処理浄化槽に接続されます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は道路側溝に接続される計画です。隣接農地とは調整が済んでおり、周辺への被害防除等問題ないものと思われま。資金証明等必要書類は添付されています。工期は、11月1日から平成30年5月31日までを計画されています。集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前協議は済んでいます。

以上、8件、さきの地区委員会で現地調査を行い協議検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されますご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、26番から33番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、34番。

19番 村上智弘委員

19番委員、村上です。

34番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

34番は、個人住宅への共有の進入用道路の拡張のための所有権移転による許可申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅もしくは事業の用に供する施設または公共施設や公益的施設が関連していることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は原則として転用は許可されることになっています。申請地は昭和52年ごろ個人住宅の共有の進入路として建設し使用してきましたが、今般隣地の境界ブロックの塀が一部境界を越境し、3cmほどずれていたことが判明したため、譲渡人と協議し、その部分を分筆譲渡していただくことで境界の修正を行うものです。これまで誤って境界を一部越境しブロック塀を設置していたことについては深く反省している旨の始末書が添付されています。土砂の流出、被害防除などの心配はありません。既存構造物が新たな境界となるため、許可後はそのまま使用されます。

以上、1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、34番について地元委員よりご報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（7号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細23ページの1番から26ページの9番までの合計9件で、1番から5番までと7番が公社からの売り渡し、6番、8番、9番が公社による買い取りです。面積は、9件合わせまして、田3万1,346㎡、畑2,165㎡の、合計3万3,511㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細27ページの10番から

28ページの17番までで、貸手7名、借手6名の件数8件です。契約期間別では、6年未満が1件、6年以上10年未満が2件、10年以上が5件で、面積は8件合わせまして、田1万3,033㎡、畑7,050㎡の、合計2万83㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては果樹、水稲、飼料作物、施設園芸です。

続きまして、第5号議案です。

29ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細30ページの1番から36ページの13番までで、貸手13名の件数13件です。契約期間は、10年以上のみの13件で、面積は13件合わせまして、田3万7,343.03㎡、畑1万8,216㎡の、合計5万5,559.03㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稲、畑作物、果樹です。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告事項1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案書の黄色のページをごらんください。報告事項、1番から11番までの項目が上がっております。合計しまして106件の報告案件が上がっております。

以上、報告いたします。

議長 　　ただいま報告事項1について質問などありませんか。

一 同 異議なし。

事務局 2番、職員の任免についてでございます。次第の次のページでございますが、職員の任免について添付してございます。29年10月1日付けで、農業委員会事務局南区分室主任主事 ●●●●を市長事務局に出向させるという異動発令がされました。
以上でございます。

事務局 続きまして、報告事項3につきましては私のほうからご説明いたします。

お配りしております資料の一番上に報告事項というふうに書いてあります1枚の紙をごらんいただきたいと思います。まず初めに、農業委員、農地利用最適化推進委員の募集についてでございます。こちらはまだ正式に決定したわけではありませんが、計画がほぼ固まりましたので本日はご紹介をさせていただきます。

まず、①の募集期間なのですが、両委員とも11月1日から11月30日の1か月間でございます。

2つ目の評価方法なのですが、両委員とも選考委員会を設置しまして応募者の評価を実施していくこととなっております。

3つ目の選考委員なのですが、初めに農業委員の選考委員については現在検討中でございます。2つ目の最適化推進委員ですが、こちらは農業委員会会長、各地区委員会から代表を1名ずつ出していただく、そして事務局長、そして農政局職員から1名が選考委員となりまして評価をするということになっております。

4つ目の応募用紙なのですが、10月中旬から配布を開始いたします。農業委員会、農業委員会分室、各農業振興課などで配布をする予定となっております。

そして、5つ目の周知なのですが、こちらは熊本市のホームページや市政だよりの11月号、そして農業委員会だよりにて周知をする予定となっております。農業委員会だよりは今月の20日ごろから配布をする予定となっております。

そして、報告事項の2つ目なのですが、視察研修の受入れについてということでご紹介しております。一つ目は、鹿児島県鹿屋市から10月24日に33名ほどお見えになります。意見交換会には森会長と馬原副会長にご出席いただきまして、対応のほうをお願いしているところでございます。

そして、2つ目が、北海道の士幌町より11月28日に15名程度

でお見えになる予定となっております。

それと3つ目なんですが、年内のスケジュールについてご紹介いたします。11月10日の総会の日なんですが、会場はまたこの部屋、予算決算委員会室で行います。総会を1時半から開始いたします。そして、総会が終わりましたら、例年12月に開催しております農政協議会、研修会を午後3時半から実施いたします。

研修の内容といたしましては、新農業委員と最適化推進委員の役割について、講師を九州農政局の農地政策推進課長の松枝様をお呼びいたしましてお話をちょうだいしたいというふうに考えております。

12月8日のスケジュールにつきましてはお知らせしているとおりでございます。よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

議長 　　ただいま事務局より説明ございましたが、何か質問等ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　何もないようでございますので、次、次第6のその他ですが、本日は何もありません。

　　以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

　　なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 　　以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

議長 　　お疲れさまでございました。

閉　　会 午後4時23分

議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成29年10月10日

会 長 森 日出輝

署名委員 山口 謙 藏

署名委員 松原 信 博

書 記 澤 純 子